**進学準備給付金の支給対象となる特定教育訓練施設**

支給対象となる進学先の特定教育訓練施設は、次のアからクまでの施設です。

**ア　大学（短期大学を含む。）**

学校教育法第1条に規定する大学

**イ　専修学校（専門課程に限る。）**

学校教育法第１２４条に規定する専修学校（学校教育法第１２５条第１項に規定　する専門課程に限る。）

**ウ　職業能力開発総合大学校の総合課程、職業能力開発大学校及び職業能力開発**

**短期大学校の専門課程**

職業能力開発促進法に規定する以下のもの

○　職業開発総合大学校の総合課程（法第２７条第１項）

○　職業能力開発大学校（法第１５条の７第１項第３号）

○　職業能力開発短期大学校の専門課程（法第１５条の７第１項第２号）

**エ　水産大学校**

国立研究開発法人水産研究・教育機構法第１２条第１項第５号に規定する業務に係る国立研究開発法人水産研究・教育機構の施設

**オ　海技大学校及び海上技術短期大学校**

独立行政法人海技教育機構法第１１条第１項第１号に規定する業務に係る独立行政法人海技教育機構の施設

**カ　国立看護大学校**

高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律第１６条第６号に規定する国立高度専門医療研究センターの職員の養成及び研修を目的として看護に関する学理及び技術の教授及び研究並びに研修を行う施設

**キ　収入の増加や自立助長の見込みを要件に認められるもの**

高等学校（専攻科に限る。）、中等教育学校の後期課程（専攻科に限る。）、専修学校（一般課程に限る。）、及び各種学校のうち、支給対象者がこれらを卒業し若しくは修了し、又はこれらにおいて教育を受けることによりその者の収入を増加させ、若しくはその自立を助長することができる見込みがあると認められるもの（以下のすべての要件を満たすものに限る。）

○　修業年限が１年以上あること

○　就学によって生業に就くために必要な技能（※１）を修得することができる学校であること。

○　いわゆる予備校等、大学等の入学試験の準備を目的として通学する学校でないこと。

○　趣味や日常生活、社会生活に必要な技能取得を目的とする学校（※２）でないことが明らかなこと。

※１　例えば、工業、医療、栄養士、調理師、理容師、美容師、保育士、商業経理、和洋裁など

※２　例えば、自動車学校、珠算学校など

**ク　その他認められるもの**

アからキまでに揚げるもののほか、支給対象者が卒業し若しくは修了し、又は教育を受けることによりその者の収入を増加させ、若しくはその自立を助長することのできる見込みがあると認められる教育訓練施設（以下のすべての要件を満たすものに限る。）

○　修業年限が１年以上あること。

○　授業時数が年６８０時間以上であること。

○　就業によって、生業に就くために必要な技能（※１）を修得することができる教育訓練施設であること。

○　大学等の入学準備を目的として通学する教育訓練施設でないこと。

○　趣味や日常生活、社会生活に必要な技能取得を目的とする教育訓練施設（※２）でないことが明らかなこと。

※１　例えば、工業、医療、栄養士、調理師、理容師、美容師、保育士、商業経理、和洋裁など

※２　例えば、自動車学校、珠算学校など